



平成 19 年 11 月 6 日

各 位

会社名 株式会社船井財産コンサルタンツ
代表者名 代表取締役社長 平林 良仁
(コード番号 8929 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 中塚 久雄
(TEL 03-5321-7020)

不動産特定共同事業法に基づく不動産共同所有システム
「ADVANTAGE CLUB 新橋」販売開始のお知らせ

本日、不動産特定共同事業法に基づく「ADVANTAGE CLUB 新橋」の販売開始を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 「ADVANTAGE CLUB 新橋」の概要

- ・名 称 ADVANTAGE CLUB 新橋
- ・組 合 形 態 不動産特定共同事業法に基づく任意組合契約
- ・理 事 長 株式会社船井財産コンサルタンツ
- ・組 合 名 称 新橋任意組合(予定)
- ・物 件 概 要 新橋ビル
 - ・所在：東京都港区新橋6丁目4番2
 - ・規模：地下2階付地上8階建 延床面積3,014.79 m²
 - ・用途：事務所・駐車場

- ・募集口数：285口(一口1,000万円税込)
- ・募集総額：28億5,000万円
- ・初年度表面利回り：5.78%

※利回りとは年間賃料収入の物件価格に対する割合です。公租公課、維持管理費等を控除する前のものです。利回りは将来にわたって保証されるものではありません。

2. 日程

平成19年11月7日 販売開始日(予定)
平成19年11月29日 組合組成日(予定)

3. 今後の見通し

本件は、従来から当社が手掛けて参りました「ADVANTAGE CLUB」の20組合目(累計)となり、過去最大の任意組合組成案件となります。

尚、本件は通期の業績見通しに織り込んでおります。

(ご参考)

不動産共同所有システム－ADVANTAGE CLUB（商標登録）について

「不動産共同所有システム」とは、不動産特定共同事業法に基づく不動産小口化商品であります。投資家が不動産特定共同事業法に基づいて任意組合契約を締結し、この任意組合が事業用不動産を取得してその賃貸運用収益を投資家に配当として分配するものであります。当社は、任意組合の組成投資家の募集、投資対象物件の取得、任意組合の理事長（任意組合の業務執行組合員）として任意組合の業務執行を行っております。

当社は、これら一連の業務の中で、投資家からの組合組成に伴う事務取扱手数料、不動産取引収益理事長報酬等の収益を得ております。

以 上